

公示番号：170353

国名：ベナン

担当部署：アフリカ部アフリカ第4課

案件名：コトヌ都市圏機能強化にかかるインフラセクター情報収集・確認調査（港湾計画）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：港湾計画
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年7月上旬から2017年9月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 1.50M/M、合計 2.00M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	45日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月21日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))
>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年7月4日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務	港湾計画
対象国／類似地域	ベナン／全途上国
語学の種類	英語又は仏語（語学は認定書（写）を添付してください。

5. 条件等

- （１）参加資格のない社等：特になし
- （２）必要予防接種：黄熱病（入国に際しイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。）

6. 業務の背景

- （１）ベナン共和国の経済・社会の概況
 - ・ベナンは、最貧国の一つであるが（人開発指数 188 か国中 166 位（2015 年）、貧困率 51.6%、電化率 38%）、ここ数年の GDP 成長率は 5%を維持しており、今後も同レベルの成長が期待される。
 - ・ベナンの経済は、主要輸出品目である綿花（輸出の 4 割を占める）及びコトヌ港での港湾サービス業に依存（GDP の 6 割を占める）している。特に、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ等に向けた港湾サービスの提供、サービスの拡張がベナン経済を下支えしており、翻せばベナンはナイジェリア及び近隣内陸国の物流にも大きく貢献している。
 - ・主な貿易相手国はナイジェリアで、現在同国の不況によりベナン経済は悪影響を受けているものの、2017 年にはナイジェリアの不況も底を打つことが期待されており、ベナン経済にとっては追い風となる見込み。

（２）コトヌ自治港の現状・課題

- ・港湾サービス業が GDP の 6 割を占める産業であるものの、コトヌ自治港のパフォーマンスは高いとは言えず、取扱貨物量の増加に伴う、インフラ整備の遅れや機材等の老朽化等により、取扱貨物量の増加に伴う貨物の待ち時間の増加がみられる。
- ・コトヌ自治港は延長 135 メートルのバースが 4、200 メートルのバースが 3、250 メートル、225 メートル、185 メートル、180 メートルのバースがそれぞれ 1 つずつ整備されている。右施設に加え、倉庫が延床面積で 56 万平方メートル、コンテナの保管ヤードに 9.1 万平方メートル、一般貨物用のオープンヤードとして 6 万平方メートルが整備されている。また、Ro-Ro 船用のヤードは 4.5 万平方メートルを確保しており、3000 台の駐車スペースとなっている。穀物のバルク貨物に対応したサイロもあり、1.1 万トンの収容能力を有する。さらに食用油や石油のタンクは 4.37 万立方メートルを保管できる。
- ・ドナーによる支援や民間投資も入り、港の拡張工事、機材更新等の支援（※）が行われているものの、政府はコトヌ自治港の近代化を国家開発計画の優先課題に位置付け、パフォーマンスの改善に取り組むこととしている。

（※）Millennium Challenge Corporation の支援で大規模改修を実施（約 170 百万 USD）

（※）上記支援を受け、政府はボロレグループの Societe de Manutention du Terminal a Conteneurs de Cotonou (SMTC) と 2009 年から 25 年のコンセッション契約(2009-2034) を締結、SMTC が南埠頭のコンテナターミナルの整備及び運営権を獲得。

(※) その他、2010年から APM ターミナル (AP Moller Maersk Group の一つ) もコンテナターミナルを運営

(3) ベナン政府の開発計画

・2016年4月に新大統領としてパトリス・タロン氏が就任し同年10月には新政府行動計画 (Programme d' Action du Gouvernement (以下、PAG という) 2016-2021) を閣議決定し、ベナンの社会経済の再建、再活性化を通じた持続的な開発に取り組んでいる。同計画は、政府が取り組むべき3つの柱、7つの戦略軸、45の核となるプロジェクト (projets phares) 及び255の優先案件で構成される。

・インフラ開発は、3本柱の一つ「経済の構造改革推進」の中の、「経済成長改善」に位置づけられ、政府が優先的に取り組むべき課題として目出しされている。

・また、ベナン政府は、西アフリカ経済通貨同盟 (UEMOA) 及び西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) 圏の中心部に位置するベナンの地理的な利点を経済開発に最大限に活用し、運輸交通のインフラ整備を行い、物流及び域内の貿易の発展に寄与することを目指している。

・右目的を達成するため、インフラ開発の核となるプロジェクトとして示されているものは、次のとおり。①空港整備、②コトヌ港の近代化及び拡張、③コトヌ港周辺の交通網の最適化、④コトヌ市北部の迂回路整備、⑤Route de peche (観光地であるウィダーとコトヌを結ぶ海岸沿いの道路) の整備、⑥セメ・ポジ及びポルトノボ間の高速度整備、⑦ベナン北部の道路整理 (ジョゲー、ペフンコ、ケル、パニコアラ)、⑧国内の幹線道路改修・整備

このような状況を踏まえ、ベナンの主要産業である港湾セクターでの支援可能性を検討することとなった。

なお、本調査を行うに当たっては、UEMOA 及び ECOWAS における地域開発の方向性と機構の広域開発支援を踏まえ、以下の点に留意し、調査を行う。

・日本政府は、TICADVI の支援策の一つとして、西アフリカ成長リング戦略的マスタープラン (以下、MP という) の策定を行っており、アフリカ大陸における3つの総合広域開発重点地域の一つとして位置付けている。同 MP では、コートジボワール、ガーナ、トーゴ、ブルキナファソを対象として、各国の開発ポテンシャルを踏まえた開発シナリオの提案を行う予定であるが、同地域の総合的開発を考える上ではベナン、ナイジェリア等も含めた地域の連結性が重要であり、ベナンのインフラ開発においても、右 MP で提案される内容を十分に踏まえて検討することが重要。

7. 業務の内容

本調査は、将来の支援可能性を検討するため、コトヌ自治港の政策的位置づけ、将来の開発計画、他ドナーの支援、港湾施設、機材、運営・維持管理や利用状況等基礎的な情報を収集・分析を行うものである。コトヌ自治港の現状、PAG、TICADVI、対ベナン開発協力方針等の方針並びに当機構のODA事業仕組み及び手続等を踏まえ、協力の可能性を検討し、その方向性及び具体的な案件の提案を行う。

本業務従事者は、現地調査期間中に適時 JICA アフリカ部並びにコートジボワール事務所及びベナン支所に対し報告を行い、コトヌ都市圏におけるコトヌ自治港への協力の方向性について機構との協議を行う。協議の結果を踏まえ、調査後半にて更なる

情報収集を行い、調査報告をまとめるものとする。
具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2017年7月上旬）

- ①コトヌ自治港の整備・開発にかかる関連既存資料・情報（関連報告書、類似案件報告書）のレビューを行う。
- ②担当分野にかかる調査計画・方針案を検討する。
- ③担当分野にかかる調査重点項目の整理、調査工程、調査手法を検討し、説明資料（案）（英文又は仏文）を作成する。
- ④現地で調査すべき情報を検討し、ベナン政府側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文又は仏文）を作成し、現地調査の前に JICA アフリカ部に提出する。
- ⑤現地調査に先立ち、事前打合せ等に参加する。

(2) 現地業務期間（2017年7月中旬～8月下旬）

- ①JICA ベナン支所等との事前打合せを行い、調査方針（調査工程、手法等）について確認を行い、カウンターパート機関（運輸省、コトヌ港湾公社）等に調査目的等を含む調査概要について説明を行う。
- ②以下の現状把握及び資料・情報収集、分析を行う。
 - ア) 基礎データ
 - ・ベナンの経済社会状況及び地域状況
 - ・ベナン政府の港湾に関連する開発計画
 - ・他ドナーによる港湾セクターの支援状況
 - ・コトヌ自治港の過去の改修実績
 - イ) コトヌ自治港の施設の現状（施設概要、損傷具合等）
 - ・係留施設、荷捌き施設、保管施設等
 - ・臨港交通施設、旅客施設等
 - ・港湾厚生施設、港湾管理施設等
 - ・水域施設、航行補助施設
 - ・港湾保安に係る施設・機材（フェンス、監視カメラ、夜間照明、消防設備等）
 - ウ) コトヌ自治港の施設運用状況
 - ・埠頭利用状況
 - ・その他施設利用状況
 - エ) 貨物関連データ
 - ・コトヌ自治港の取扱貨物量
 - オ) 港湾運営・管理体制
 - ・運営・管理体制（組織、制度）の現状及び将来計画
 - ・運営委託（制度、実績、人員配置）
 - ・資機材・施設の保守管理
 - ・港湾内外の環境影響及び環境対策
 - カ) コトヌ自治港の近代化その他開発計画の概要
 - ・政府の開発計画概要
 - ・右計画に基づく資金調達の見途等（ドナー支援、民間企業の投資等）

③運営・維持管理上の課題の整理

・②の成果等を基に、港湾管理者の運営・維持管理上の課題を制度及び人材の観点から整理する。

④機構と支援の方向性にかかる協議（TV会議、電話等）を行う。

⑤ODA事業による協力可能性についての整理・検討

・上記②から④の結果を踏まえ、PAG、TICADVI、成長リングMP及び対ベナン開発協力方針等の方針等に沿った我が国の協力の可能性を検討し、その方向性について、優先順位を付して具体的な提案を行う。提案には、民間セクターや他ドナー等関連プロジェクトとの連携に関する方向性の検討及び支援に当たっての留意事項を含むものとする。

(3) 帰国後整理期間（2017年8月下旬～9月上旬）

- ① 担当分野に係る現地で収集した資料、情報（質問票の回答等）を整理、分析し、協力の可能性について検討、提案書にまとめる。
- ② 国内打合せ等に参加し、担当分野に係る結果報告を行う。
- ③ 上記①を含めた、担当分野にかかる調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pg000010c00g-att/quotation_01_201706.pdf)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒パリ⇒コトヌ⇒パリ⇒日本を標準とします。
- (2) 通訳（英仏）及び車両借上げ等
通訳兼アシスタント（日額5万円）及び車両借上げ費用（日額3万円）は契約（一般業務費）に含みませ。（見積書に計上して下さい。）

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は2017年7月17日～8月30日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 港湾計画（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICA ベナン支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
手配のみ。支払いは業務契約に含まれる一般業務費から支弁ください。
- エ) 通訳傭上（英⇄仏）
手配支援のみ。面談・選定・支払いはコンサルタントが行い、業務契約に含まれる一般業務費から支弁ください。
- オ) 現地日程のアレンジ
ベナン政府関係機関との最初のアポイント取付のみ J I C A が支援しません。
- カ) 執務スペースの提供
なし

（２）参考資料

・ P A G は以下ウェブサイトでも入手が可能ですが、入手困難な場合は JICA アフリカ部アフリカ第四課（連絡先：03-5226-8218 又は 6rta4@jica.go.jp）でも閲覧できます。
<https://www.presidence.bj/benin-revele/version-complete/download/>
<https://www.presidence.bj/benin-revele/45-projets-phares/download/>
<https://www.presidence.bj/benin-revele/download/>

（３）その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベナン支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上